平成２３年（フ）第９６号
大阪府和泉市光明台３丁目７番32―306号
債務者　黒田ミチ子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
大阪府泉南市岡田５丁目12番13号
債務者　出口　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
大阪府岸和田市摩湯町680番地の１ラフィーネＭＡＹＵ―Ａ棟102号
債務者　河合　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
大阪府和泉市池上町２丁目５―30ペシュ・フィールド203号室、住民票上の住所大阪府和泉市黒鳥町２丁目４番27号
債務者　奥村　忠延
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番34―402号、前住所大阪府和泉市和気町２丁目２番80号
債務者　荒木　明子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
大阪府和泉市池上町３丁目７番40号
債務者　荒川　直美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
香川県高松市香西本町178番地
債務者　大西　良子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２号
香川県三豊市仁尾町仁尾辛40番地３
債務者　豊嶋　正幸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第６６号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷389番地２
債務者　森田　千紘
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
香川県丸亀市通町165番地１
債務者　太田　　実
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４号
岩手県遠野市上郷町佐比内33地割26番地
債務者　鈴木　峰松
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第５号
岩手県釜石市片岸町第１地割７番地６、旧住所岩手県釜石市大字平田第２地割51番地93
ソレアード・モンターニュＦ
債務者　戸張真理子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２号
名古屋市昭和区川名山町172番地
債務者　小池　秀一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８９号
愛知県海部郡蟹江町城１丁目196番地　第２松屋荘Ｂ棟202号
債務者　原田　　實
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７号
名古屋市北区上飯田南町３丁目50番地の１ロイヤル上飯田301号
債務者　西田　月見
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０７号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区５棟602号
債務者　小林健太郎
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１号
名古屋市港区宝神町字西屋敷1113番地　司マンション宝神204号
債務者　野川　恒則
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部